

小倉南図書館の指定管理者募集に関する第2回質問に対する回答

問1	
項目	【資料名】 <u>募集要項</u>・業務基準・その他（ ） 【ページ・項目】 P 8 リスク分担について
質問内容	「項目」施設・設備・物品等の損傷 「内容」経年劣化によるもので極めて小規模なものについて、 ※修繕費は、実績払い（概算払いにより精算を行う経費）とし、指定管理者はその経費の中で対応を行う、とあります。 経年劣化によるもので上記以外のものは市の責任とのことですが、極めて小規模なもののみ修繕費 66 千円から支払い、それ以外は市が修繕費を支払うという認識でよろしいでしょうか。 また、その際の極めて小規模の具体的な金額を教えてください。 修繕費の扱いが現指定管理の仕様と令和9年度とでは違いますが、現在、修繕が必要な設備や物品があれば一覧をお願いいたします。 また、それらは令和8年度中にすべて修繕されるという認識でよろしいでしょうか。
回答	施設・設備・物品等の損傷について、経年劣化によるもので極めて小規模なものについては、修繕費 66 千円の範囲内で指定管理者にご対応いただき、それ以外は市が修繕費を支払います。 また、「極めて小規模なもの」については、明確な金額の基準は設けていません。疑義がある場合は、事前に市にご相談ください。 修繕費については、従来指定管理料に一括して含まれていたものを別個に概算払でお渡しすることになります。支払方法が異なりますが、実施していただく内容等に変更はありません。また、現時点で、令和8年度の修繕状況について明確にすることは困難です。令和9年度での修繕が必要となった場合は、上記のとおりご対応ください。

問2	
項目	【資料名】 <u>募集要項</u>・業務基準・その他（ ） 【ページ・項目】 P 14 12－（2）－イー⑥
質問内容	「納税証明書（その1）」について、電子交付版を出力したものでよろしいでしょうか。
回答	電子交付版を出力したもので構いません。